

[別紙1]

地理的表示保護制度登録産品等拡大・ブランド化事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

- 交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
- 事業実施20日前までに申請して下さい。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助目的を達成し、原則として支払行為を含む補助事業に係る全ての行為の完了日とします。ただし、やむを得ない理由により年度内に支払行為が出来なかった場合は、補助目的を達成しかつ補助対象経費の額が確定した日とします。

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内又は4月20日)

- 実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出を受けて事務調査を実施します。
内容に問題が無ければ速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先 農林水産部・販路拡大・輸出促進課
鳥取県鳥取市東町1-220
0857 - 26 - 7767